

平成25年度 第2回

茨 木 市 都 市 計 画 審 議 会

— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	平成25年度第2回茨木市都市計画審議会
開催日時	平成25年11月25日(月)午後2時開会・午後3時閉会
開催場所	市役所南館10階大会議室
会 長	建山 和由
出席者	<p>[ 委 員 ]</p> <p>建山 和由、澤木 昌典、原田 由美子、藤里 純子、木村 正文          &lt;以上学識経験者&gt;</p> <p>山本 隆俊、上田 嘉夫、長谷川 浩、朝田 充、米川 勝利、          青木 順子、篠原 一代、田中 総司、下野 巖、中内 清孝          &lt;以上市議会推薦&gt;</p> <p>矢野 正 &lt;以上市民&gt;</p> <p>[ 臨時委員 ]          大上 眞明</p> <p>(以上、計17名)</p>
欠席者	松村 暢彦、神吉 紀世子、平野 明、岸田 庸子、藤本 浩次
事務局	柴崎副市長、楚和副市長、大塚都市整備部長、 田邊都市政策課長、吉村都市政策課計画係長
(案件)	<p>&lt;審議する案件&gt;</p> <p>○市決定案件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨木市都市計画審議会の組織改正について</li> </ul>
傍聴者	なし

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○吉村係長	ただ今から平成 25 年度第 2 回茨木市都市計画審議会を開会する。 開会にあたり、柴崎副市長からあいさつを申し上げる。
○柴崎副市長	(あいさつ)
○吉村係長	本日の出席状況であるが、委員総数 22 名のところ、現在の出席者は 17 名となっており、茨木市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、会議は成立している。  議案審議に先立ち、生産緑地の買取申し出制度について説明申し上げます。生産緑地法第 10 条において、生産緑地地区の指定後 30 年の経過または農業の主たる従事者が死亡・故障した場合、市長に対し、生産緑地の買取申請ができると規定されている。 本市では、申請受付後、庁内関係課等に買取意向の照会を行い、買取意向のない場合は農業従事者に斡旋し、斡旋未成立の場合、行為の制限が解除され、農地以外の土地利用が可能となるが、併せて生産緑地地区の都市計画変更が必要となる。そのため、本日の都市計画審議会で審議していただくものである。  以後、建山会長に議事の進行をお願いする。
○建山会長	本日は、本審議会に付議された案件 1 件を審議する。 また、茨木市都市計画審議会の組織改正について、事務局から報告を行いたいとの申し出を受けている。 はじめに、議第 82 号についての説明を事務局からお願いする。  『議第 82 号 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について』
○田邊課長	(議案書 1～18 ページについて説明)
○建山会長	事務局からの説明は以上である。 何か意見、質問はないか。
○朝田委員	1 点目に、生産緑地地区が毎年縮小されている中で追加指定があったことは画期的であるが、指定に至るまでの経緯を伺いたい。 2 点目に、議案書 18 ページの「生産緑地地区の追加指定について」は、国の基準なのか、市の基準なのかを伺いたい。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○大塚部長	<p>3点目に、市で定める「緑の基本計画」において、緑地保全の観点から、生産緑地保全についての記述があるが、同計画の実施状況はどのようなになっているのか。</p> <p>また、同計画を市ホームページ等で閲覧できるようにしていただきたい。</p> <p>まず、2点目の「生産緑地地区の追加指定について」は、市独自の考えに基づき、指針として定めたものである。</p> <p>生産緑地地区の追加指定は、この指針に基づき、これまで数件行った実績がある。</p> <p>3点目の「緑の基本計画」での位置付けは、緑の基本計画を策定した平成12年時点で、生産緑地地区が緑地として今後も維持されるものとして記載しているが、現実には農業の継続が困難になる方もおられ、面積は減少している。</p> <p>同計画の市ホームページ等への掲載については、所管する建設部と相談させて頂く。</p>
○田邊課長	<p>1点目の追加指定の経緯だが、当該農地は主たる従事者の死亡により、息子へ相続されている。息子は耕作に意欲があり、隣接地も生産緑地であることから、追加指定を希望され、本市の追加指定基準とも合致しているため、追加指定するに至った。</p>
○朝田委員	<p>生産緑地の追加指定基準は市で定めているとのことだが、国の都市計画運用指針の基準と違いはあるのか確認したい。</p> <p>また、追加指定の要件について、現行の指定後の面積が一団で2,500㎡以上とする基準は厳しいため、500㎡以上に緩和してはどうか。</p>
○大塚部長	<p>国の定める都市計画運用指針は、都市計画の基本的な方針を定めるものであり、その考え方に基づき、市で具体的な基準を定めている。</p> <p>生産緑地法は、生産緑地を公園等の公共施設用地として活用する目的で指定するという趣旨の法律でもある。一団の面積が2,500㎡以上としている追加指定基準は、都市公園法施行令で定める街区公園の標準面積を目安にしたものである。</p>
○朝田委員	<p>緑地保全の観点からすれば、小規模な農地でも追加指定すべきではないか。農業委員会会長である大上委員にもご意見を伺いたい。</p>
○大上委員	<p>農地を相続した場合、維持・保全をするか他の用途に活用するかは、</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>相続人の意思に委ねられる。市民農園を開設する方法もあるが、農器具の貸出しや倉庫・便所等の施設整備、農業指導者が必要であるなど、容易ではない。</p>
○建山会長	<p>他に意見・質問はないか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
○建山会長	<p>意見がないようなので、表決に移る。本案について都市計画のとおり可決することに異議はないか。</p> <p>(異議なし)</p>
○建山会長	<p>それでは原案のとおり可決する。なお、生産緑地の追加指定の面積要件を現行の2,500㎡から見直すことを事務局で検討願いたい。</p> <p>引き続き、茨木市都市計画審議会の組織改正について、事務局に説明を求める。</p>
○田邊課長	<p>(資料1～4により説明)</p>
○建山会長	<p>事務局からの説明は以上である。</p> <p>これから質疑に入る。何か質問はないか。</p>
○田中委員	<p>1点目に、常務委員会の設置について、先進事例はあるか。</p> <p>2点目に、常務委員会では、都市計画審議会で所管する案件のうち軽易なもの等を取り扱うとのことだが、何を想定しているのか。</p>
○大塚部長	<p>まず2点目から説明させていただく。政令で定める軽易なものとは、行為の制限の解除がなされた生産緑地地区の変更や都市計画道路の名称変更などの都市計画変更である。</p> <p>今回提案させていただいているのは、これらの他に都市計画マスタープランの調査等、都市計画変更以外のものも想定している。都市計画マスタープランについては都市計画審議会の審議案件ではないが、市の都市計画の指針となるものであることから、都市計画審議会で議論していただきたいと考えている。都市計画マスタープランの案の検討調査を行う組織として常務委員会を設置させていただきたい。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○田邊課長	1点目の常務委員会で、行為の制限の解除がなされた生産緑地地区の変更を審議した府内の事例はない。
○朝田委員	専門委員は市長が案件に応じて任命し、専門的見地から調査を行うとされ、常務委員会は軽易な案件を内容に応じて調査及び審議するとあるが、役割が重複しているのではないか。
○大塚部長	<p>専門委員は、専門的な見地から集中的に案件の調査検討を行っていただくものである。</p> <p>常務委員会は、会長及び会長が指名した者とし、都市計画審議会委員と臨時委員で軽易な案件についてご審議いただく他、都市計画マスタープランの改定などに関しては、専門委員を交えてご意見をいただくこととしており、役割分担を図る考えである。</p>
○建山会長	<p>他に質問はないか。</p> <p>(質問なし)</p>
○建山会長	<p>質問がないようなので、これで平成25年度第2回茨木市都市計画審議会を閉会する。</p> <p>(15時00分閉会)</p>